

茨木市議会の 特色ある 取り組み

市民に寄り添う 市議会を目指して

茨木市議会では、市民のみなさまに開かれた議会を目指し、「**今まで以上に風通しのよい、市民に近い市議会を目指したい**」との思いで、茨木市議会基本条例制定に取り組み、平成24年9月に「茨木市議会基本条例の制定について」を可決、平成25年1月31日に施行しました。

この基本条例を策定するにあたり、全議員による議会改革・活性化検討委員会を設置。「議会基本条例検討部会」と「議会広報等検討部会」を立ち上げ、条例の骨格を作りました。



平成23年に実施された、茨木市議会基本条例策定のためのワークショップ

条例策定を検討するチームと広報の充実を検討するチーム 同時進行でより良い内容に

「議会基本条例検討部会」では条例策定のために、市長と議会の関係などについて検討を重ねました(11ページの「議会基本条例検討部会での検討項目・抜粋」参照)。「議会広報等検討部会」では、広報の充実を図るため、動画配信等についてなど、時代に合った情報開示の方法や広報の方法を模索していきまし(11ページの「議会広報等検討部会での検討項目・抜粋」参照)。また、全議員が参加したワークショップを4回実施し、基本条例策

定のための基本理念や基本方針の決定に向けた議論を積み重ねました。さらに、市民のみなさまへの説明、意見交換会の開催と、パブリックコメントを実施。いただいたご意見を検討し、まさに**市民のみなさまと共に作り上げた、茨木市ならではの市議会基本条例**となっています。

条例の制定をきっかけに、これまで以上にさまざまな取り組みも進んできました。その内容は、12ページ、13ページでご紹介します。

議会改革の実現 に向かって大きく前進 茨木市議会基本 条例を制定

平成24年に制定し、平成25年1月31日に施行した、茨木市議会基本条例。70周年に至るこの10年間は、議会改革の実現に向かって、大きく前進した月日ともいえます。ここでは、その経緯と、議会改革の取り組み内容をご紹介します。

■ 議会基本条例検討部会での検討項目 (抜粋)

- ①市長と議会の関係について
市長と議会は、それぞれの特徴を生かし、茨木市のよりよい将来のため、適切でかつ緊張感のある関係を保つよう、努めなければならない
- ②市民に開かれた議会について
「議会報告の場」や「意見交換の場」を設けることが必要
- ③議員間協議について
合議制の機関としての議会の役割をさらに強化
- ④議会の権能強化、議員の資質向上について
議員の自己研鑽や調査研究・研修の充実強化等による資質の向上に努める
- ⑤継続的な議会改革について
議会改革の伝統を継承し、発展させていく。条例制定後も定期的な見直しを行っていく

■ 議会広報等検討部会での検討項目 (抜粋)

- ①動画配信等について
インターネット中継、庁内モニター放送を実施
- ②議会だよりについて
質疑の概要について、会派名及び質疑者名を掲載する
- ③議会ホームページの充実について
議長のメールアドレスを議長メッセージに設定
議員名簿に各議員のメールアドレス(議会専用のアドレス)を掲載する
可決された決議・意見書を掲載
- ④議会日程の周知について
男女共生センター、生涯学習センター、図書館に議会日程を掲示
- ⑤傍聴者への資料提供について
本会議において、現在配布している資料に「議案の概要」を加える

〈茨木市議会基本条例〉

茨木市議会は、選挙により選ばれた議員で構成し、同じく選挙で選ばれた市長とともに、茨木市民の代表機関である。

議会は、執行機関の監視及び評価、政策立案・提言の役割を担っている。そのため、市民の多様な意見の集約・調整を行い、議員間の議論を通じて政策の論点や課題を明らかにした上で、意思決定を行うものである。

よって、茨木市議会は、これまで行ってきた議会改革をさらに進め、市民の信頼と負託に応え、市民に開かれた議会、行動力と活力にあふれる存在感ある議会をめざし、不断の努力をもって、将来を見据えたまちづくりの実現のため、この条例を制定する。

第1章

総則 (目的)

●第1条
この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれ

た議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章

議会の活動原則 (議会の活動原則)

●第2条

議会は、市民の代表機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を重んじ、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 分かりやすい視点と方法で議会運営に努めること。
- (4) 活発な議員間討議を経ることにより、政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 意思決定機関として、議決責任を深く認識すること。
- (6) 市政運営が適正に行われているかを監視及び評価すること。

第3章

議員の活動原則

(議員の活動原則)

●第3条

議員は、市民の代表者として倫理性と責任を自覚し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を通じて合意形成に努めること。
- (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 市民の意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。
- (4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。

(会派)

●第4条

議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。

第4章

市民と議会との関係 (市民に対する説明責任)

●第5条

議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。2 前項の責任を果たすため、議会報告会を開催するものとする。

(議会広報の充実)

●第6条

議会は、多様な広報手段を活用することにより、分かりやすい周知を行い、より多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。

第5章

市長等と議会の関係 (市長等との関係)

●第7条

議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と常に緊張と話(わ)のある関係を構築するものとする。(確認機会の付与)

●第8条

議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、審議又は審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市

長等及びその補助職員に対し、議員及び委員の発言趣旨に対する確認の機会を付与することができる。(一問一答方式)

●第9条

議会の会議における質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。(議会への情報提供)

●第10条

議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等について、必要があると認めるときは、説明を求めるものとする。

第6章

議会運営 (議長の責務)

●第11条

議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。(議員間討議)

●第12条

議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。

(常任委員会の活動)

●第13条

常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

- 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。
- 3 委員長は、公正で効率的な委員会運営に努めるものとする。

●第14条

議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。

第7章

議会の体制整備 (議員研修の充実)

●第15条

議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、研修を実施し、その充実に努めるものとする。(議会図書室の充実)

●第16条

議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。(議会事務局の充実)

●第17条

議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効果的に進めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。(予算の確保)

●第18条

議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。

第8章

最高規範性及び継続的な検討

(最高規範性)

●第19条

この条例は議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。(継続的な検討)

●第20条

議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成25年1月31日から施行する。

進んできたさまざまな議会改革 3つのキーワードで紹介

茨木市議会でも、このブランドメッセージに込められた「未来へのまなざし」を意識し、さらなる議会改革に取り組んでいきます



広報し広聴するために

ACTION

● 議会報告会の開催

政策立案や政策提言、政策決定など、市議会の取り組みについて、市民のみなさまに知っていただくための「議会報告会」を、平成25年から開催しています。シティプロモーションや認知症対策など、各常任委員会が取り組むテーマごとに報告を行い、質疑応答などによって議会に対する要望を受け付けています。



平成25年の議会報告会では多くの市民のみなさんから質問や要望を受けました

● 議員間討議の導入

市政に関する重要な課題について、おもに常任委員会内で、議員間討議を行っています。例えば、行政視察後に各議員が所感を話し合うことや、「自転車利用環境整備計画」について討議を行った後、街に出て危険と思われる場所をチェックすることなど、委員会内での意見統一や、さらに議論を深めるための取り組みとして実施しています。



民生常任委員会で議員間討議を行い、提言書を市長に提出したことも

茨木市議会では、10ページ、11ページで紹介した茨木市議会基本条例の制定をきっかけに、議会報告会や議員間討議の実施、インターネットによる議会の中継など、さまざまな議会改革を進めてきました。その内容を、広報・広聴するための「ACTION」、見識を深めるための「STUDY」、開かれた議会を目指すための「OPEN」をキーワードで紹介します。

開かれた議会を目指して

OPEN

● 施政方針説明の手話通訳

市議会では聴覚に障害のある方にも、市議会の様子をお届けするため、手話通訳を導入。平成28年6月9日開催の本会議では、市長の施政方針説明の際に、初めて手話通訳を実施しました。また、聴覚に障害のある方を対象に、本会議や委員会の傍聴に際して、手話通訳者の手配も行っています。

● 議会のインターネット中継

市議会では、議会へ傍聴にお越しになれない市民のみなさまも本会議の映像を視聴していただけるよう、平成25年3月の定例会から本会議のインターネット中継を開始しました。定例会、臨時会のライブ中継および、録画された映像は、インターネットでの視聴が可能。市役所本館1階ロビーでもライブ中継をしています。開始以来、ライブ中継については、年間1万1000件以上、一定期間後に公開される録画配信にも年間平均3万4000件以上のアクセスがあり、議員の活動を見ることができる機会として、認知度が高まっています。

● 政務活動費のインターネット公開

市議会では、平成20年6月から議員の収支報告書および領収書などを、市役所南館1階の情報ルームで公開。さらに多くの人に閲覧していただきやすいよう、平成29年6月から、政務活動費のインターネット公開を始めました。収支報告書および会計帳簿などの写しを、さかのぼって5年間の保存年限分（平成28年分から）、市議会のホームページで公開しています。

政務活動費とは

議員の調査研究や、その他の活動のために、必要な経費の一部として自治体から議員に対して交付されます。茨木市議会では、平成21年4月に、政務活動費を1人月額8万円から4万円に減額、平成30年10月に、月額4万円から2万5000円に減額しました。

見識を深め積極的な議論へ

STUDY

● 議員研修会の実施

茨木市議会基本条例第15条に基づき、議員の積極的な政策提言や、立案の取り組みを推進するための議員研修を実施しています。「地方議会のあり方」「市民自治」などのテーマを設定して、年1~2回、大学教授等を招いて研修を実施しています。



平成25年に行われた、議員研修会の様子

● 大学との連携

市議会では、平成22年2月3日に龍谷大学（京都市）、平成28年6月2日に立命館大学（茨木市）と、連携協力に関する協定を締結。市議会と大学が相互に協力し合いながら、地域社会の発展や、高度な識見を持つ人材の育成を目指しています。平成28年11月10日には、立命館大学大阪いばらきキャンパスで、初めての連携事業を実施。立命館大学政策科学研究科の教授や大学院生と、市議会の役割や教育問題などの課題について、6グループに分かれてワークショップを行いました。



平成28年11月、立命館大学大阪いばらきキャンパスで、議員研修の一環としてワークショップを実施



平成28年6月2日、立命館大学と連携協定を結びました